

# 建築基準法第43条第2項第2号許可事務の取扱いについて

香川県土木部建築指導課

## 1. 申請書等の構成

① 申請書（法施行規則第43号様式） 2部

② 申請書添付図書等 各2部

イ. 建築基準法施行細則第22条第1項第2号に基づく「許可を必要とする理由書」

ロ. 付近見取図

住宅地図程度で、方位、道路及び目標となる地物、敷地位置を明示すること。

ハ. 通路等状況図

敷地、方位、縮尺、建物の位置、建築基準法上の道路と敷地との位置、道路、空地、道及び通路（以下「通路等」という。）の幅員及び敷地と接する長さ、水路・擁壁等構造物の概要、その他審査に必要と判断できる事項を明示すること。承諾書等が添付されている場合は該当する部分を斜線で明示すること。土地の性格（農道・水路・私有地等の別）を明確にすること。（添付写真の撮影方向を記入すること。）

ニ. 敷地配置図

縮尺、方位、敷地の境界、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別を明示すること。敷地から通路等を介して第一次的に接続する基準法上の道路の性格、幅員及びその境界を明示すること。排水放流先を明示すること。構造要求される案件の場合については延焼ラインを明示すること。（添付写真の撮影方向を記入すること。）

ホ. 各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図

各図の明示すべき事項は建築確認申請に準じる。断面図は審査に不要と判断される場合は省くことができる。

ヘ. 敷地並びに空地、道及び通路（以下「通路等」という。）となる土地の不動産登記法第14条第1項の地図及び法第14条第4項の地図に準ずる図面（転記を行った年月日、場所及び氏名を記入し、敷地の位置、通路等の位置をマーカー等で着色し明示）

なお、上記図面では権利者の把握ができない場合には、「閉鎖された公図」もあわせて添付すること。

ト. 現地写真

通路等の状況及び敷地周り、特に敷地への進入部分の様子が分かる写真をサービス版程度の大きさでA4サイズの台紙に貼付すること。（台紙はA4サイズのフィルムつきの専用台紙でも可とする。）また、デジタルカメラで撮影したものを印刷して添付する場合は写真専用紙等に印刷した明瞭な写真を添付すること。

提出枚数は、建築審査会委員がその写真を見て周囲の状況を把握できる程度の数に選別し、撮影方向については通路等状況図又は敷地配置図中に明示すること。

チ. その他

状況に応じ、承諾書、誓約書、印鑑証明書、土地の登記簿謄本、公共施設管理者承諾書の写し、工事許可書の写し等の書類を添付すること。

（注意） ※<sub>1</sub>②のハ. とニ. は併せて作成することができる。

※<sub>2</sub>増築・改築の場合には既存建築物の配置図を添付し、取壊しがある場合はその部分を明示すること。

※<sub>3</sub>土地の登記簿謄本及び印鑑証明書の有効期限は6ヶ月程度とする。

## 2. 市町経由時に添付される書類（参考）

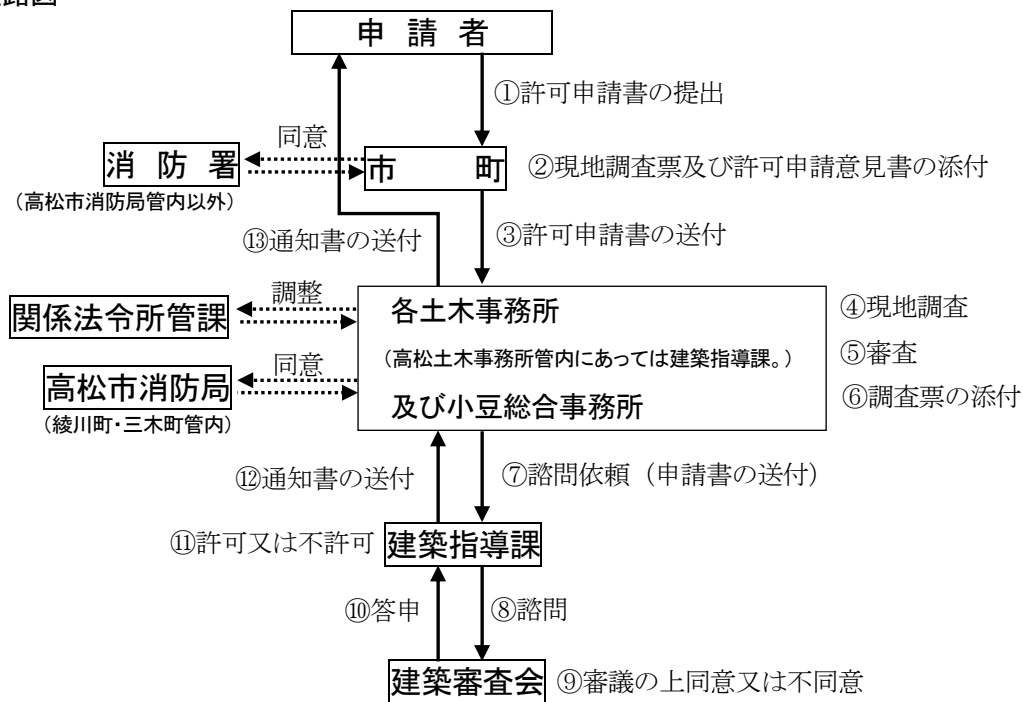
- ・香川県建築基準法施行事務処理要綱に基づく「現地調査票（第17号様式）」1部
- ・同要綱に基づく「許可申請に関する意見書（第18号様式）」1部

## 3. 各土木事務所（高松土木管内にあっては建築指導課。）及び小豆総合事務所が添付する書類（参考）

- ・法第43条第2項第2号調査票1部

各事務所毎に内容の審査及び現地調査を行い、許可相当と判断した場合は、書類整備が終了した後に担当者が記入すること。

## 4. 経路図



## 5. 承諾書の様式

承諾書の様式については、次の各区分に応じた様式とする。ただし、これに準ずると判断できる場合は、この限りでない。

- ・許可運用指針第1号(2)の承諾書の様式については、別紙1のとおりとする。
- ・許可運用指針第2号(2)の承諾書の様式、同指針第4号(3)の承諾書の様式、同指針第5号(2)の承諾書の様式、同指針第6-1号(3)の承諾書の様式及び同指針第6-2号(1)において準用する同指針第6-1号(3)の承諾書の様式については、別紙2のとおりとする。
- ・専用進入路に係る承諾書の様式については、別紙3のとおりとする。
- ・専用進入路に係る誓約書の様式については、別紙4のとおりとする。